

國學院大學学術情報リポジトリ

北海道における開拓功労者顕彰について：
開拓神社創立背景と御祭神に関する一考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 上西, 亘 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001004

北海道における開拓功労者顕彰について

——開拓神社創立背景と御祭神に関する一考察——

上 西 亘

一、はじめに

本稿の目的は、札幌神社（現・北海道神宮）末社の開拓神社の御祭神である開拓功労者を検証する動きが道民にとっていかなる意味を持つものかを明らかにするものである。開拓功労者顕彰の流れについては既に「北海道開拓功労者伝記編集の経過」において明らかにされており、^①且つ開拓神社創建時の先行研究としては『北海道神宮史』^②や幸前伸^③らが述べている。ともに詳細な論考であるが、「北海道開拓功労者伝記編集の経過」を開拓功労者顕彰の動きを知る基礎資料として位置づけ、それを補完する形で『北海道神宮史』や幸前伸の一連の研究をより進め、北海道における開拓功労者顕彰の歴史の一つとして開拓神社創立を考えることによって、神社や御祭神の由緒沿革をより一層深めることが出来ると思慮したことが本稿執筆の動機である。

当然のことながら、神社にとって御祭神の由緒と沿革を伝えることは神社にとっても、教化にとっても重要である

ことはいうまでもない。また、鎮座する土地の風土や性格によっても「縁起」は大きく変化する。本稿で取り上げる開拓神社は、開拓七十年を記念し、昭和十三（一九三八）年に「創建」されたものであるが、その背景にはまさしく当時の北海道の主たる目的である「開拓」を完遂すべく、厳しい地勢においても果敢に北海道を発展させようと労苦をいとまず家職に励んだ人々を表彰し、且つ永く当地の模範とすべく、人々から自然と湧上がり現在まで育み続けられている「開拓者顕彰」という行為と軌を一にする。

よって開拓神社の創立の背景を考える上で、創建と御祭神の決定を昭和十三年のみに限定せず、開拓功労者を顕彰した嚆矢が明治中期頃から始まっており、連続性を持った活動であると考えれば開拓神社御祭神の由緒と沿革をより詳細に理解することに繋がると考える。

具体的には、北海道開拓初期から散見される人物顕彰の動きを視野に入れ、開道五十年となる大正七（一九一八）年、そして開拓神社創建と同年の開道七十年となる昭和十三年の節目にいかなる顕彰の動きがあつたかを追うことによって開拓神社と開拓功労者の関係性があると仮定して、考察を加える。

かかる問題を念頭に置き、明治初期の動きから開拓五十年記念式典における一連の動きを、当時の北海道を代表する新聞である『北海タイムス』や『新札幌市史』などの地誌類を縁に各資料を整理した上で、考察を加える。その後、北海道議会の資料等で前後を補完し、開拓五十年記念式典の挙行時迄の北海道庁の動きを見ることによって開拓功労者顕彰の動きと開拓神社創建との関連性を考察する。

二、明治期の開拓功労者顕彰の主な動き

開拓功労者を顕彰する動きが大きくクローズアップされたのは、先述した開道五十年記念式典の記念式においてであるが、既に明治期に開拓者顕彰の萌芽を見せていたことにまず言及したい。開道百年を紀年して刊行された『北海道開拓功労者関係資料集録』によれば、開拓使が編纂した初の北海道に関する地誌『北海道志』において北海道における立志の人物の紹介がなされている。^⑥ その後も、開拓における功労者を公報において紹介し、成果を広く一般に公開する動きが見られた。その最も顕著な事例として伊達邦成の功績を『殖民公報』にて報じたものがある。^⑦

この頃の特徴として、道内において功労者の功績を道民に報じることも重要なことであったが、明治期の開拓者顕彰で大きな影響をもたらしたのは、当時皇太子であった大正天皇が北海道に行啓されたことであろう。皇太子行啓に先立って北海道庁は、開拓の進展を農地や牧畜、工業の発展といった直接的な成果のみならず、開拓に尽くした人物を殿下に台覧を仰ぐために行啓決定の一年前から調査を開始し、表彰を行っている。

この明治四十四年の行啓の際の表彰経緯が『鶴駕奉迎誌』^⑧に記されている。

功労者及篤行者事蹟^⑨

有史以来北門の警備開拓に関し直接と間接とを問はず功労顕著なる者の事蹟編纂を目的とし、秘書係員属梁田政輔をして其の任に當らしむ。編する所武田信廣以下百二十一人、題して善行者略傳と称す。其中明治十四年褒章條例公布以来、奇特の行為に由り或は叙位叙勲或は褒章下賜或は明治三十八年文部省令第十一號小学校教育效績^⑩状規程に依り同大臣より選奨等の光栄を荷へる者都合四十四名を抜き之を善行録と名付け殿下の台覧を仰ぎたり

(傍線部は筆者注)

ここで着目したい所は、明治十四年褒賞条例^{〔1〕}公布以来から始まる一文である。開拓功労者の中で特に叙位叙勲ある者、または褒賞下賜や教育に功績があり選奨を受けたものに絞り表彰したことが記されている。北海道の開拓に尽くし、その功績が特に顕著なる人を叙位叙勲の枠を超え、褒賞授与者も包摂して選定することは殊に理に適う選定方法であった。しかし、ここに言及することではないが、明治十五年以前の褒賞下賜に値する功労者や、「功労者及篤行者事蹟」に言及されているとおり、開道以前に北海道に力を尽くした人の位置づけに関しては未だ検討の余地があったと看取されよう。

かくして、明治十年代には北海道開拓に成果が見え始め、力を尽くした人物を顕彰する動きが見え始め、明治四十四年皇太子殿下行啓に善後録を編纂することにより功労者顕彰という一つの動きが確固となるのである。再び開拓功労者が大々的に選奨され、「開拓功労者」を顕彰することを道民が遍く知ることとなるのは、先述のとおり開道五十年の節目である大正七（一九一八）年前後となる。次章では大正期の開拓功労者顕彰の動きを見ていきたい。

三、大正七年開道五十年記念事業と開拓功労者顕彰の動き

―『北海タイムス』の記事をもとにして―

1、開道五十年記念事業の計画：記念式・北海道史の編纂・博覧会の開催

開道五十年となる大正七（一九一八）年は道内のみならず、日本全国が注目する特別な年となった。だが、五十年

記念事業については、当初から道庁・道議会主導で各催事が決定されたものとは一概にはいえず、【表1】の年表を見て分かれるとおり、数年の歳月を経て各事業を遂行したことが窺える。

【表1】開道五十年記念事業に係る開拓功労者顕彰関係年表^⑬

大正二（一九一三）年	札幌記者倶楽部の提案で開道五十年記念事業の意見が出る
大正二年十一月	第十三回北海道会において「開道五十年記念ニ関スル件」可決
大正四年	北海道史の編集に着手
大正五年三月	北海道博覧会委員協議会を開く
大正五年十一月	拓殖功労者調査委員を定める
大正五年十二月	道庁内務部長から功労者調査を各支庁長・各区長あてに通牒 ^⑭
大正六年六月	調査主任を設け、功労者は個人を採択することが定められる
大正六年八月	第一回調査委員会開催（委員会は累計二十三回開催される。）
大正七年六月	諮問会にて推薦六百七十人の中から百三十人を旌彰対象とする
大正七年八月十三日	拓殖功労者調査経過報告提出
大正七年八月一日	開道五十年記念北海道博覧会開催
大正七年八月十五日	開道五十年記念式典開催。参会各者に『旌彰記』 ^⑮ を頒布
大正七年八月二十日	開道五十年を記念して、二日間に互って一道六県神職聯合会・聯合大会を開催 ^⑯
大正七年九月一日	札幌神社にて札幌開府五十年記念式（奉告祭を併せる）を挙行 ^⑰

大正八年三月

第二回東北六県並道神職聯合大会開催。⁽¹⁷⁾ 俵長官、塚本神社局長の演説

大正八年三月十五日

『北海道開拓功勞者旌彰録』刊行。⁽¹⁸⁾

記念事業の開催について『新札幌市史』は、「大正七（一九一八）年は、開拓使が設置され、北海道の本格的開拓がすすめられるようになってから五〇年目にあたるので、これを記念するなんらかの行事を行なうべきである」という計画が、大正の初期から提唱されていたが、そのさきがけとなったのは札幌記者倶楽部⁽¹⁹⁾の提案であった。大正二年春同倶楽部は五〇年記念事業として、（一）盛大なる記念式をあげる、（二）北海道史を編さんする、（三）、博覧会を開催する、という三つの意見を決議した。⁽²⁰⁾と述べている。

では実際にどのような交渉を以って決議に至ったのか当時の北海タイムス⁽²¹⁾の大正二年の記事を順に追って、記念事業が道議会にどのように諮られたのかを見ることとする。

最初に北海タイムスに記事が見られるのは十一月十二日のことである。

来る大正七年は本道開拓五十年に相当するも道庁当局又は道会等にては未だ何等の計画を為さず然るに該記念祭挙行と共に物産共進会を開催して本道拓殖事業の進度を内外に紹介すると共に最も完全なる北海道史の編纂を為して其紀年となすときは好個の記念事業たりとするも北海道史編纂の如きは少くも三四年間の日子を要せざれば完成すべきものにあらず而して従来編纂されたものなきしもあらざるが殆んど完備せるものなく識者の甚た遺憾とせる所なれば此の紀年事業として行ふは最も有益にして且最も必要事なりとし之を行ふに付ては道会開会中に道庁当局及道会に交渉して該経費を来年度地方費に於て支出すべく予算計上を要請するに一決し左の決議を

為すに至れり

決議

来る大正七年は開拓使設置後五十年に該当す此機会に於て開道五十年祭を挙行し之が紀年として相当に事業を計画し本道五十年間の進歩と拓殖の現状とを内外に紹介すると共に人心を作興するは極めて緊要適切な舉と認め極力其遂行を期す

更に左の決議事項を是亦一致可決す

決議事項

- 一、本決議の目的を議せんが為め実行委員十五名を選挙する事
- 二、全道開業者に通知し賛同を求むる事
- 三、道庁及道会其他官公衛に交渉する事

右実行委員は記者倶楽部幹事七名の外に八名を選みて十五名となすに決し委員は左の如く指名し委員は今朝道庁及道会等に交渉し尚全道同業者へ夫々通知の手續を為すこと、し午後六時過散会せり⁽²⁾

『新札幌市史』の記述とおりの「大正二年春」は管見の限り記事から窺うことは出来なかつたが、北海タイムス大正二年十一月十一日付けの記事に、確かに「札幌記者倶楽部」の名において開道五十年記念祭が計画され、決議されたことが記されている。その内容を見るに、「該紀念祭挙行」として五十年の記念祭を挙行し、「物産共進会」を開催し「本道拓殖事業の進度を内外に紹介する」ことを目的とすること、また「最も完全なる北海道史の編纂を成して其

紀年となす」ことは記者倶楽部ならではの視点といえよう。その後の顛末も具に北海タイムスにて状況報告を行っていることがわかる。翌十二日の記事には「開道紀年祭交渉」という記事名で次のように記されている。

札幌記者倶楽部に於ける開道五十年記念祭決議実行委員は昨十一日午前十時半頃道会議事堂議長室にて栗林議長並前田副議長に会見し決議実行の顛末を開陳したるに議長副議長も共に此の計画は極めて時宜に適するものを認めれば大賛成なり議員一同に対し其趣旨を陳べ協議の上返答すべしと答へたれば該委員は更に長官代理堀内内務部長に会見を求め其趣旨を披陳し殊に同記念事業として大共進会を開くに付いては一両年前より之に對する経費支出の法案案出し置く必要あり且亦北海道史編纂事業は最も多くの日子を要すると従て今より多少の経費を地方費に計上して史料蒐集の必要ありと信すれば適當の發案方を要請せしに堀内部長は其計画は極めて適切なり其趣旨には大賛成なれば何れ夫々協議すべしとの答弁を得て委員一同は満足の意を表して退出したりと⁽²³⁾

決議後、札幌記者倶楽部は即時道庁及び道会当局に「決議実行の顛末」を道会議長栗林五朔らに開陳し、長官代理の堀内内務部長もこれに同意し、北海道史編纂には経費と「史料」が必要でこれを経費として地方費に充てるべく道会にて協議をする上で合議を終えたことが窺える。

続いて一週間後の十一月十九日の記事「開道五十年祭（官民共に大賛成）」において、堀内内務部長が答弁をしたとおり、道会にて協議に諮られ、開道五十年に向けて種々の記念事業がなされることとなったことが見える。

札幌記者倶楽部の決議を以て道庁及び道会へ開陳せし本道開拓五十年記念祭挙行に就ては道庁及道会議長よりは

未だ正式に記者倶楽部への返答なしと雖も東京中村長官に於ても至極其企画は時宜適切の問題なればとて大賛成を為し其挙行準備に関しては今回専ら留意して遺憾なきを期すべし（中略）共進会は府県道併合のものとせず単に北海道物産共進会として府県よりは参考品の出陳位に止むるが至当ならんとのことなり⁽²⁾

ここまで『新札幌市史』の記述をたよりに、北海タイムスの該当記事を概観してきた。内容を一覽するに、道庁と道会、そして札幌記者倶楽部が開道五十年に当って懸案としていた事項は、後の博覧会へと繋がる「物産共進会」と、「最も完全なる北海道史の編纂を成して其紀年となす」とあるように、『北海道志』に続く北海道史の編纂が主たるものであり、「記念祭挙行」や開拓功労者の表彰についての建議はこの段階では出されてはいない。

尤も、開道五十年記念は五年後に行われる訳であるため、中長期的計画と予算編成を必要とする二つの事業をまずは検討することは至極当然のことであり、計画立案時の大正二年段階での開拓功労者顕彰についての具体的な方策等については、直接窺い知る事はできない。

では、大正八年までに開拓功労者の顕彰に係る事柄は如何様にして推進されたのであろうか。十一月十九日以後の道庁・道会における展開について、『新北海道史』は次のように述べている。

これらの世論を背景にして、同年一月二八日第一三回北海道会に議長栗林五朔ほか全員の名をもって「開道五十年記念ニ関スル件」という建議案が提出され、全員の賛成によつて可決され、一月一日議長から長官に提出された。その建議は、前の札幌記者倶楽部の決定とまったく同じ内容のものであるが、これによつて大正四年北海道史の編集に着手し、七年には盛大な記念式典と博覧会を開催することが決定された。⁽³⁾

『新北海道史』においても、やはり当時の開拓功労者顕彰の動きについて言及はなされていない。次に、建議案が如何なるものであったのかを見るために、十一月二十八日の十三回北海道会の様子について見てみたい。北海タイムスは、十一月三十日付の紙面において次のように報じている。

開道五十年祭建議（道會議員全員提出者）

札幌記者倶楽部にて決議しさらに北海道倶楽部亦全会一致決議せし開道五十年記念祭挙行に關しては道会も亦道庁も共に賛成の意を表し極力尽力すべしと誓へるが昨日通常道会に於て左の建議案を道會議員全員にて本会に提出したり

建議案第五十四号

開道五十年紀念に關する件

來る大正七年は開道五十年に該當するを以て盛大なる五十年祭を挙行し其紀念として北海道拓殖博覽會を開設し同祭挙行迄に北海道史を編纂し其の他適當なる事業を計畫せられん事を望む（提出者議員全員）

理由

明治二年^{マヰ}始めて本道に開拓使を置きて以來幾多の曲折を経て今に及び當時北限烈寒の蠻地として閑却せられしもの今や人口百七十一ヶ年の生産額一億三千万を算するに至れり（中略）恰も好し大正七年は開道後五十年に該當し本道經營の□又其前後にて刮目すべきものあらんとす此機会に於て盛なる況与を挙げ朝野各方面の有力者を

招請し本道の実情を紹介するは殊に拓殖上裨益する大なるのみならず明治初年時の開拓使長官にし給へる先帝陛下の聖旨に應ふる所以の道なりとす而して其記念などの如きは多々あらんと雖も拓殖博覧会の開設を以て最も有効にして又最も適切なりと信す蓋し拓殖博覧会の擧は長官在職当時十五年計画中に組入れたる事ありたれど今の十五年計画立案に際し時期尚早の故を以て除外されたるも其必要は夙に当局と道民と共に認知する所なるを以て開道五十年祭の開会に之を實行して本道五十年間の進歩發展を具體的に紹介するは極めて時宜を得たるものならん其の設備に至ては幾多慎重の調査を要さんと雖も苟も本道五十年間の進歩を紹介し且將來の發展を展示するものなる以上能ふ限りの大規模を以てし本道の面目を發揚せざる可からざるや論を俟たず而して拓殖博覧会と共に最も切要なるは北海道史編纂なり此事たる往年道廳に於て一たび計画したるも諸般の事情に妨げられて中絶したる歴史を有す今や古老暫く凋落し各拠の資料亦日に湮滅せんとす此際に於て道史を編纂せずんば遂にこれを索ぬること能はざるに至らん況んや正確なる歴史の編纂は本道の過去現在を紹介する上に欠く可らざるものたるに於て急速に着手するの必要あり其他記念事業として適切なるもの四五にして足らざるべく是等諸事業は孰れも準備に数年を費さざれば其完全を期し難きを以て遂に之が調査研究に着手し積極的規模の下に適當なる計画を立て遺漏なからん事を望む

年 月 日

長官宛

少々長い引用となったが、札幌記者俱樂部が十一月十一日に「開道五十年記念祭決議実行委員」を発足させてから、第一三回通常道会において建議案が可決されるまで、わずか二週間程度という期間で決定された。先述の通り、目下

着手せねばならない事業としては、建議案に記されているように「拓殖博覧会」の開催と「北海道史編纂」であることは、十二日の記事「開道紀年祭交渉」と変わりがないが、建議案文中に「急速に着手する」事業に、「其他記念事業として適切なもの四五にして足らざるべく」という文言があり、その事業は「孰れも準備に数年を費さざれば其完全を期し難きを以て遂に之が調査研究に着手し積極的規模の下に適當なる計画を立て遺漏なからん事を望む」とあることから、道会にて既に決定している開道五十年の記念事業に加え、その他適當なる付帯事業を立案することについて示唆している。

この事業の一つが「開拓功労者顕彰ための調査・選定事業」であると一概に結びつけてしまうことは、聊か筆者の拙速な仮説である感は否めないが、明治期の皇太子殿下行啓に対しての『善行録』作成の経緯や、開拓使が作成した『北海道志』の人物顕彰など過去の諸事業を類推するに、道庁側としては、「付帯事業」の一つとして開拓功労者調査を行おうとしたものであると考察する。

なお、同日の北海タイムスに札幌記者倶楽部臨時会の記事も掲載されており、道会の決議案の記念祭理由書を添えて「全道各同業者並諸官公署に其賛同を求むべく撤を發する」ことを報じている。⁽²⁶⁾

2、開道五十年記念式典まで ―開拓功労者調査の動向―

第一三回通常道会に議員全員の賛同を得た開道五十年記念事業であったが、建議案に記されているとおり、各事業の詳細については調査の上、引き続き予算計上などを道会において建議案を提出しなければならなかった。翌月十一日の北海タイムスにも札幌記者倶楽部と中村長官との会見として、道会の決議の詳細と今後の記念事業についての工程を述べている記事が見受けられる。⁽²⁷⁾ 記事の内容を見るに、札幌記者倶楽部側としては同倶楽部臨時会の協議内容を道庁に伝える目的であり、特に新しい提言などを述べたという訳ではないが、大正二年段階で記念事業の構想が窺い

知れる資料である。

直接開道五十年事業として開拓功労者顕彰について記事となるのは大正五年となつてからである。同年十二月六月付の北海タイムスに「拓殖功労者表彰調査委員会任命」という見出しで功労者顕彰対象者を調査する旨の記事が記されている。⁽²⁸⁾また、同月二十七日付で道庁内務部長から功労者調査を各支庁長・各区長あてに通牒が出され、拓殖功労者調査・選定の詳細な条項が付されることになった。この通牒においても明治四十三年の調査で重視された叙位叙勲、褒賞条例によって褒賞下賜された人物を対象としている所に注目すべきである。なお、今回の調査においては、当初は個人のみならず、広く法人や団体まで選奨の対象とし、大々的に北海道の発展に尽くした人々を顕彰しようと試みていた事がわかる。その後、対象がかわり、功労者は個人を採択することが定められるが、大正五年十二月から調査を開始して、開道五十年記念式典開催の前月である大正七年六月になり、漸く六〇〇人中一三〇人に顕彰人物を絞り、開道五十年記念式典開催に漕ぎつけるのである。⁽²⁹⁾

3、開道五十年記念式典と開拓功労者顕彰

かくして、大正二年から計画された開道五十年記念事業は、大正五年に開拓功労者調査委員会の設立を以て大正七年八月の開道五十年記念式を迎えるのである。八月十五日の記念式に先だつて八月一日から開催された北海道博覧会について『新北海道史』は次のように記している。

開道五〇年記念事業のなかで、もつとも力点がおかれたのは北海道博覧会である。これは本道開拓五〇年間の進歩と現況とを展示し、これを広く国内に紹介することによって、将来の拓殖促進に役だてようとする発想によるものであった。(中略) 開会式は七年八月一日第一会場で行なわれ、俵会長の式辞、総理大臣代理松室司法大臣

の祝辞などがあり、そのあと公開された。九月一九日までの五〇日間の観覧延べ人員は一四〇万人余を数えるという盛況で、東京、大阪以外の地方博覧会としては、規模、観覧者ともに最大のもので、開道五〇年を象徴するにふさわしい行事であった。⁽³⁰⁾

続いて開道五十年記念式典については、

(前略) 北海道博覧会開催中の八月一五日、開道五十年記念式典が第一会場内の式場で行なわれた。当日二〇〇〇人の関係者が参加して式典を挙行したが、この席上、北海道の開拓に功労のあつた一三〇人を表彰し、参会者にはこれら功労者の旌彰記を配ってその労を謝した。

とある。同月十六日付の北海タイムスにおいても、記念式典の詳細が示されており、俵孫一長官の式辞とともにその内容が記事に記されている。

式 辞

維時大正七年八月十五日開道五十年記念の式を挙げ併せて拓殖功労者表彰の典を行ふ欣幸曷そ之に過ぎむ哉
謹みて按するに本道拓殖の淵源は極めて遠く七百年前既に開発の曙光を現はせり然りと雖其の経営の大本に至りては実に明治二年八月開拓使長官に賜はりたる優渥の御沙汰書に依り始めて儼然確立せり其の要に宣まはく
北海道の開拓は皇威隆替の係るところ方今至重の急務たり将来土地を墾闢し人民を蕃殖し嚴に北門の鎖鑰を樹立

して皇威更張の基を成せよと

聖旨洪大皇謨恢遠万世に赫々たること日星の如し爾來星霜を閲すること茲に五十年三県一局時代を経て道庁時代に迫ひ其の間制度の更革文物の変遷等固より幾多の曲折を経たりと雖官民力を協せ意を一にして地を拓き民を植ゑ産を興し之を励み以て皇猷を翊負するの赤誠に至りて終始一貫して渝ることなし（中略）

惟ふに本道開発の進程其れ斯く如く隆盛なる所以のもの一に洪大無辺の聖徳に之由すると雖而亦官民の努力尽瘁に因由する所甚大有りと謂はざるへからず殊に草創の際□□を出て、遠く本道に渡來し率先瘡□を排し棘荊を芟り□寒を冒し風濤を凌きて拓闢開疇の事に従ひ具さに辛酸を嘗めて活氣躍動の新疆土を作れる幾多先覺諸氏の奮闘努力に負ふ所頗ふる多く親しく地方開発の実情に接するもの誰か是等先覺諸氏刻苦經營の迹を胆望して感嘆抑止せざるものあらむ哉本官民乏しきを本道長官の任に承けて幸に昭代の隆運に會ひ本道官民諸氏と其の光榮を分つ日真に欣幸に禁へず顧みれば明治二年今月本日をも以て蝦夷を改めて北海道と稱し十一国八十六郡を設けられ今茲に此の永久に記念すべき吉日を卜して記念式を挙げ且拓殖の功勞者表彰式を行ふ所以のもの一は既往開拓の成績を顕揚し一は先覺諸氏の勲業を旌表し以て将来に於ける富源の發民心の作興に貢獻せむと欲するに外ならず（中略）本道の開拓は之を全局の上より觀れば未だ予期の半程に達せず前途極めて遼遠にして将来開発すべき資源及施設画策すべき案件頗る多き於てをや此の秋に当り益々官民の一致協力を□り能く時運に順応して□画其の宜しきを期し銳意国富を増進し以て開拓の聖旨を対揚し維新の宏謨を恢弘せざるべからず斯く本道開拓の事蹟は真個光輝ある歴史なり吾人本道に在るもの之を□紹して倍々其の光彩を發揚するは実に報告尽忠の道なり冀くは上は聖名に対して倍々奉公の誠を輸し下は俱に与に弥々相励み以て拓殖の進運を速力ならしめむことを式辭とす

なお、前日の北海タイムスにおいて「拓殖功労者旌彰に就て」の見出しで俵長官直々に開拓功労者の選定事由を述べている。⁽³²⁾

その後、一カ月に亘って開催された北海道博覧会も盛況の内に終え、翌九月一日札幌神社において開府五十年記念式・奉告祭が挙行され、約五年弱に亘って計画された記念事業も一応の帰着を観るに至った。翌大正八年には記念式典で関係各者に配布された『旌彰記』を大幅に加筆した『北海道開拓功労者旌彰録』も刊行され、ここに大正の開拓功労者顕彰は無事終了するに至ったのである。⁽³³⁾

四、まとめにかえて ―開拓功労者顕彰と開拓神社―

以上、開拓神社の御祭神である開拓功労者の顕彰の動きを雑駁ながら論じた。明治二年に開拓使が設置されて以来、開拓の進度に従って各地で顕彰されるべき人物が輩出され、開道五十年の記念式典で開道前後を含めた一三〇人が表彰された。開拓神社創建以前に道民の間で既にこのような顕彰活動が醸成されていたことが理解できよう。

しかし、開道五十年の際に顕彰された人物が、開道七十年記念式典の際と同様に選定されたわけではなく、揺るぎない選定基準⁽³⁵⁾はあるが、また「御祭神」の決定となると意味合いが異なっている。⁽³⁶⁾

また、冒頭で言及したとおり、開拓神社創建時前後の記述については『北海道神宮史』や幸前の論考に詳細に記されているが、本稿で試みたように、北海道会や道庁の文書を議事録や北海道神宮所蔵の資料・北海タイムスの記事に

もとづいて再整理し、先行研究で記されたことを更に詳述することも十分可能であると考えている。

今回は開拓功労者に絞って言及したが、次稿では本稿で論じた点をさらに掘り下げることに加え、開拓神社の創立史中祭祀を道庁と札幌神社がどのように位置づけていたか、開拓神社の神道的側面を関係資料から整理して論じていきたいと考えている。

註

- (1) 北海道総務部行政資料室編『北海道開拓功労者関係資料集録』昭和四十七年を参照。
- (2) 『北海道神宮史 上巻』「開拓神社の創建」(四〇三頁～四一八頁)を参照。
- (3) 幸前伸『開拓の神々——開拓神社御祭神——』北海道神宮社務所 昭和五十九年参照
- (4) 竣工当初は神社として内務省から認可されたものではなく、当初の計画では開拓者の記念塔を建てることであった。
 (『昭和十二年通常道会議事速記録』北海道会 刊行年不明)その後「奉斎殿」と称して、記念式典における開拓功労者慰霊の祭場として設立され十一月二十八日に正式に内務省から神社設立の許可を得、十二月三日に鎮座祭を執行、昭和十五年九月に札幌神社の末社とされた。参考のため『北海道神宮史』や『北海道議会史』等を参照した昭和十三年前後の開拓神社関係年表を付すが、詳細な経緯については稿を改めたい。

開拓神社関係年表

昭和十二年十一月二十日

第三十七回通常会議案二十九号

昭和十二年十二月

第百五十五回北海道地方費起債に関する件(開道七十年記念施設費についての議案…)留岡参与員から、開拓七十周年記念に開拓者の記念塔を建てるため、五千円の寄附申込みがある旨の発言。

昭和十三年三月三日

昭和十三年三月四日

道庁部長会議で「札幌神社社殿改修並境内整理事業及開道七十年記念事業トシテ境内ニ開拓功労者ノ奉斎殿建設ノ件」審議の予定が延期。

三月三日の道部長会議の審議の結果、

(一) 社殿改修並境内整理事業ハ紀元二千六百年記念事業トシテ総経費百万円トシ境域整善ヲ先トシ社殿ハ明治天皇合祀問題ト並行セシムルコト、之ガ具体案ハ宮司・総務部長・学務部長ニテ研究ノコト

(二) 奉斎殿ハ裏参道東側台地ヲ予定地トシテ融雪ヲ俟チテ計画ヲ進メ福岡技師ガ設計ニ当タルコトとされる。

昭和十三年三月十三日

昭和十三年五月九日

昭和十三年五月十九日

昭和十三年七月三十日

昭和十三年八月十三日

昭和十三年八月十五日

道庁営繕技師石山末吉が建設予定地を実測
福岡技師他四人が奉斎殿敷地予定地に縄張
奉斎殿地鎮祭

工業学校生徒約百五十名奉斎殿前庭地の作業奉仕(2日間奉仕)

留岡総務部長他五十名参列のもと、新殿祭・招神祭斎行

開道七十年奉告祭(道庁主祭) 執行

石黒長官他部課長六十名参列

開拓奉斎殿にて開拓功労慰霊祭執行

開道七十年記念式典

(屯田兵勇士選奨、記念講演会、祝賀放送、座談会、記念刊行物『開道七十年』刊行、記念展覧会)

昭和十三年八月十九日

昭和十三年十一月二十六日

昭和十三年十二月一日

昭和十三年十二月三日

昭和十五年九月六日

開拓奉斎殿送神祭執行

開拓神社創立ノ儀聴許

開拓神社清祓並御飾ノ儀執行

開拓神社鎮座祭執行

内務省より開拓神社末社指定

(5) 日本国語大辞典によれば開拓の語句説明として「①山野、荒地を開いて田畑などにする。開墾。②領土を広めること。③新しい領域や、人の運命、進路、才能などを切り開くこと。」とあり、拓殖は「未開の地を切り開いて、そこに人が住みつくこと。植民して開拓すること」とある。この2つの語句を比較しても「土地を切り開く」という意味においては同義ではあるが若干表現が異なっている。事実、「拓殖」という語句も公文書などにさかんに記載される言葉であり、時代や場面においては「拓殖」と「開拓」は使い分けられている。本稿では功労者顕彰と神社創立に係る内容に言及するため、「開拓」という語句を使用する。「拓殖」と「開拓」を文言に加えるときになる使い分けがなされていたかについては、道政上非常に重要なことではあるが、この点については稿を改めて言及したい。

(6) 開拓使編『北海道志 卷十五 風俗 人物』大蔵省 明治十七年参照。

(7) 北海道庁殖民部『殖民公報 第1号』所収「史伝男爵伊達邦成の履歴」北海道協会支部 明治三十四年参照。なお『殖民公報』においては、その後も褒賞授与者や各界の功労者を紙面にて善行者として紹介し、広く一般に周知させることを目的としている。

(8) 北海道庁『鶴駕奉迎誌』北海道庁 昭和十三年参照。なお、以後引用した資料は特にことわりのない限り適宜新字体に置き換えている。

(9) 本文に記した通り、皇太子殿下行啓に先立ち「開拓功労者」の事跡調査が一年間行われた。その結果として四十四名の功労者が表彰されることになるのであるが、殿下台覧に関わる「善行者略伝」第一〜第三編のほかに、「北海道開拓功労者略伝」、「善行者事蹟拔萃」、「功労者事蹟材料」七冊之内一〜七、功労者追賞申請書が明治四十四年に相次いで成立したことから綿密な考証の元に選定が加えられた事が窺える。

(10) 注8に同じ。なお、この『鶴駕奉迎誌』の記述は明治四十三年に作成された「功労者事蹟調査」の略述であることが、前掲1『北海道開拓功労者関係資料集録』において解説されている。また、「鶴駕奉迎」を記念誌として出版する事例は北海道のみならず、徳島県や滋賀県等各県においても同様の書籍が刊行されている。行啓の際に他県にても同様に功労者顕彰が行われたのかについては今後の課題としたい。

(11) 後述するが、開拓功労者を選定する際において、勲位・褒賞の下賜の有無は明治期にかぎらず、開道五十年記念の大正期・開道七十年記念の昭和期、開道百年記念の昭和四十三年においても重要な検討事項であり続けた。参考資料として明治十四年布告の所謂「褒賞条例」の第一条を引用する。

明治十四年太政官布告第六十三号

褒章条例別紙ノ通相定来明治十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

右奉 勅旨布告候事

(別紙)

第二條

凡ソ自己ノ危難ヲ顧ミス人命ノ救助ニ盡力シタル者又ハ自ら進デ社會ニ奉仕スル活動ニ從事シ德行顯著ナル者又ハ業務ニ精勵シ衆民ノ模範タルヘキ者又ハ學術藝術上ノ發明改良創作ニ關シ事績著明ナル者又ハ教育衛生慈善防疫ノ事業、學校病院ノ建設、道路河渠堤防橋梁ノ修築、田野ノ墾闢、森林ノ栽培、水産ノ繁殖、農商工業ノ發達ニ關シ公衆ノ利益ヲ與シ成績著明ナル者又ハ公同ノ事務ニ勤勉シ勞效顯著ナル者又ハ公金ノ爲私財ヲ寄附シ功績顯著ナル者ヲ表彰スル爲左ノ六種ノ褒章ヲ定ム

紅綬褒章

右自己ノ危難ヲ顧ミス人命ノ救助ニ尽力シタル者ニ賜フモノトス

綠綬褒章

右自ら進デ社會ニ奉仕スル活動ニ從事シ德行顯著ナル者ニ賜フモノトス

黃綬褒章

右業務ニ精勵シ衆民ノ模範タルベキ者ニ賜ウモノトス

紫綬褒章

右學術芸術上ノ發明改良創作ニ關シ事績著明ナル者ニ賜フモノトス

藍綬褒章

右教育衛生慈善防疫ノ事業、學校病院ノ建設、道路河渠堤防橋梁ノ修築、田野ノ墾闢、森林ノ栽培、水産ノ繁殖、農商工業ノ發達ニ關シ公衆ノ利益ヲ與シ成績著明ナル者又ハ公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナル者ニ賜フモノトス

紺綬褒章

右公益ノ爲私財ヲ寄附シ功績顯著ナル者ニ賜フモノトス

(12)

年表は『北海タイムス』、『北海道神宮史』、『新札幌市史』等の参考文献をもとに作成した。
(内閣官房局編『法令全書』第十四卷 原書房昭和五十一年を参照。)

(13)

前掲『北海道開拓功労者関係資料集録』を参照。この時出された通牒の全文は次の通りである。

道庁内務部長カラ各支庁長・各区長宛通牒

記

一、調査スヘキ範圍

拓殖ニ関シ功勞顯著ト認ムノレモノハ生存者タル
ト故人タルト宮公吏タルト民間者タノレト又其ノ
關係事業ノ何タルヲ問ハス

又會社團體組合等ニシテ拓殖上功績顯著ナルモノ
モ調査スルコト

二、調査事項

(一) 本籍、住所、族籍、爵位、勲功、学位、官職氏名

(二) 生年月日(及死亡年月日)

(三) 性質、素行、徳望

(四) 賞罰(全文掲載ノコト)

(五) 資産ノ程度

(六) 履歷書

(七) 戸籍謄本

(八) 事業及功勞ノ詳細

右ノ外民間ノ者ニ在リテハ(一)郷里(二)移住前ノ状況移住ノ顚末ヲ記載スルコト事業及功勞ノ記述ニ就
テハ

(イ) 官公吏ニ在リテハ可成左ノ事項ヲ網羅スルコト

(一) 當時ノ官公職名及其在職ノ年月

(二) 精勵ノ状況

- (三) 功績ハ成ルヘク具体的ニ之ヲ掲ケ而シテ其道治又ハ道産業ニ及ホシタル影響ニ就テハ出来得ル限り統計ヲ以テ示スコト
- (四) 事業ニ就テハ其ノ大サ、功程、實積、将来ノ見込ヲ述ヘ事業前後ノ實況比較スルコト
- (五) 其ノ他参考トナルヘキ事項
- (ロ) 民間ノ者ニ在リテハ可成左ノ事項ヲ網羅スルコト
- (一) 事業従事子動機及始終ノ年月
- (二) 精勵^{マツマ}ノ情況
- (三) 事業ハ單獨のナリヤ共同のナリヤ
- (四) 事業ノ狀況ニ可成具体的ニ記述シ其ノ拓殖ニ及ホシタル効果ヲ明カニスルコト
- (五) 事業ノ成績ハ出来得ル限り数量、價格、等數字ヲ以テ表示スルコト
- (六) 事業ニ就テハ其ノ大サ、功程、實積、将来ノ見込ヲ述ヘ事業前後ノ實況ヲ比較スルコト
- (七) 私費ヲ投シタル場合ハ其ノ金額ヲ各事業及年度^{マツマ}(歷年度)ニ分チ掲載スルコト
- (八) 團體ヲ組織シタル場合ニ於テハ團體ニ於ケル本人ノ地位ヲ示シ且ツ其ノ規約又ハ定款ヲ添フルコト
- (九) 其ノ他参考トナルヘキ事項
- (十) 会社、團體、組合等ノ調査ニ就テハ前各項ニ準シ調査ノコト

三 調査スヘキモノ、程度

調査スヘキ功労者ノ程度ハ褒章條例ニ依ル綠綬、
藍綬褒章ヲ賜フヘキモノ又ハ之レニ近キモノト認
ムヘキモノ
(傍線筆者注)

四 調査期限

大正六年三月末日迄當廳ヘ到着ノ見込ヲ以テ發送セラレタシ

以上

(14) 『北海道立図書館北方資料参考図書解説目録』によれば、頒布されたものは『開道前後拓殖功績旌彰記』であり、「大

正七年八月の開道五十年記念式での開拓功績被表旌者一三〇人の紹介に代えて参列者に配布された。支庁・区といった行政区別の索引があり、氏名、出身県、表旌事由が一覧可能」とある。

(15) 『全国神職会会報』第二百三十九号雜報を参照。

(16) 『パソコンで読む北海道新聞』大正七年 北海道新聞社を参照。九月二日付に掲載されており、見出しには「開府五十年記念式 奉告祭を併せる」とある。記事全文は次のとおりである。

札幌開府五十年記念式は予報の如く昨日午後十二時三十分札幌神社境内に挙行されたるが是より先午前十一時三十分札幌神社神庭に於て奉告祭の儀あり來賓は侯道庁長官佐藤北大総長中西代議士梅村通信小平北管兩局長西田鉦務署長並に各公衙重立者道立学校全国市区長會議出席者岡艦隊区司令官、村山月寒連隊留守隊長(中略)八百余名修祓後宮澤宮司祝詞を朗読し阿部区長玉串を獻じ俵長官來賓一同を代表して玉串を獻じ之にて奉告祭を終り記念式に移り一同着席するや杉本助役開會を宣し阿部区長拍手裡に登壇左記式辭を朗読せり。

祝辭 俵長官

本日をして札幌開府五十年記念の式典を挙げらるゝに當り茲に区民諸氏と与に其慶を分かつを得るは衷心洵に歓喜に堪へざる所なり抑も明治維新の鴻業始めて建つや 勅じて北海の開拓を奨め給ひ尋いて地を此の札幌に和し榛莽を代り草澤を開き阡陌を劃し政庁を置き以て本道の首府と定めらる 皇謨寔に深遠にして開府の由来や須らく永久

に記念すべき也爾來拮据茲に五十年戸口日に滋く百貨月に聚り広厦聳え巨臨列り壮衛大達四通八達綽々として此の一大雄都を形成するに至れり

顧ふに本区の克く此の殷阜を致せる所以のものは一は以て全道開拓の自然趨勢に伴ふものなりと雖も抑々又歴代区当局者及び区民諸氏が銳意勵精之を経し之を営し開務広篇殖産興業一に其の奮誠竭力の効に帰せずんばあらず今茲に開府紀元の当日を卜し其の記念式を挙げて此隆昌を祝福すると共に之を一新紀元として更らに人心を新たにし以て益々本区將來の發展に資する所あらんとす其旨や深しと謂うべし

夫れ時運は駁々として窮極する所なく社会の文物制度日に就り月に將む札幌区の將來亦復此の進運に伴ふて其施設計畫すべきもの彌々滋く其経始拡張すべき業益々多し区民諸氏の責任多大ならずや□□既往半世紀に於いて克く今日の効果を奏したる諸氏は更に一層奮誠努力を以て之か措置経営に勉め敢て怠るなきは信じて疑はざる所なり冀は和衷協同戮力一致各般の規定を廓大し諸々の事業を恢弘し以て本道の首府たる大札幌の施設を□成せられんことを聊か一言以て祝辭と爲す

大正七年九月一日

北海道庁長官 俵 孫 一

(17) 前掲『北海道神宮史 上巻』を参照。この神職連合大会の位置づけが開拓神社創建の嚆矢となるものであったことを『北海道神宮史』では次のように述べている。

北海道開拓の先人を顕彰することが初めて話題となったのは、大正七年（一九一八）に開催された開道五十年の記念式典で、北海道開拓に功勞のあつた一三〇人を表彰したことを機としてであつた。

翌大正八年（一九一九）三月に開催された第二回東北六県並道神職聯合大会では、当時の北海道庁長官俵孫一は、本道の拓殖の意義を強調し、神社を奉祀し、神社を中心として本道の開拓を図ることが開拓使以来の責務であると述べ、神職への期待を力説した。また、列席の内務省塚本神社局長も、特に神職の社会的活動に奮発を期待し、敬神崇祖の大道の宣揚を演説した。

本道開拓の成果を目のあたりにしたすべての人々が、開拓者顕彰を決意したのは自然であつたろう。

この開拓功労者の顕彰が実現したのが、開道七十年目に当たる昭和十三年（一九三八）のことであつた。（『北海道神宮史 上巻』四〇三頁を参照。）

大正八年の第二回東北六県並道神職連合大会について記載があるのは、先述した『全国神職会会報』の雑報と『北海道神宮史』のみで一次資料となる文献を本稿執筆にあたつて見ることができなかった。唯一縁となる資料として國學院大學図書館所蔵の『北海道神職会会報』があり、「第二回東北六県並道神職聯合大会記事」と題した記事が存在していることは判明したが、本文がなく、合本時に散逸してしまったことと思われる。この点については他資料から、俵長官や塚本神社局長の訓示を書籍から渉猟し、開拓功労者と北海道の神社界における顕彰の繋がり endpoint を、稿を改めて明らかにすることとしたい。

(18) 記念式典で頒布された『開道前後拓殖功績旌彰記』は全九八頁であるのに対し『北海道開拓功労者旌彰録』は六三八頁ある。「大正七年八月の開道五十年を記念して表彰された拓殖功労者一三〇人（うち九十一人が故人）について、その功績を肖像と共に紹介し、経歴を記す。出身地別の人数一覧（都道府県・米国・仏国）と、五十音順の索引がある。」と明記するとおり『旌彰記』に経歴・功績を詳述したものである。なお『北海道開拓功労者旌彰録』は国会図書館近代デジタルライブラリーで閲覧可能である。

(19) 『新札幌市史 第三巻 通史三』（北海道新聞社 平成六年）によれば札幌記者倶楽部は大正元年十一月に創立された団体であるとし、「在札新聞雑誌記者が互いに親睦を厚くし、智識の増進と品性の向上とを図るために結成された」（第三巻通史三参照）とある。今回取り上げた開道五十年記念事業に対して尽力した他、「北海道・東北地方の凶作救済のために救済会を設立し、義捐金の募集活動を行ったり、他に北海道史跡及び天然物保存会設立について協議をし、長官の賛同を得ている」とあり、北海道の社会事業に貢献の大きい団体であつたことが窺える。

(20) 『新札幌市史 第三巻 通史三』北海道新聞社 平成六年参照。

(21) 『北海タイムス』は筆者は『パソコンで読む北海道新聞』DVD版を参照した。なお、紙面により原本に判読不明な文字が縷々見られる。可能な限り判読を試みたがなお判読不可能な文字については□で示した。

(22) 『パソコンで読む北海道新聞』大正元年～大正二年 北海道新聞社参照。

(23) 注19に同じ。なお、(道庁及道会当局に開陳)と記事見出しにある。

(24) 注19に同じ。

(25) 北海道編『新北海道史第四卷通説三』昭和四十八年北海道参照。

(26) 注19に同じ。なお、記事内容は次のとおりである。

記者倶楽部臨時会

一昨二十八日午後五時よりエンゼル館三層樓に於て札幌記者倶楽部臨時会を開き開道五十年記念祭挙行に關して協議会を開き安田幹事より址きに例會にて決議せし事項の實行に付き道會栗林議長前田副議長並長官代理堀内内務部長等に交渉の顛末及北海道倶楽部にても之に賛同し同倶楽部にて記者倶楽部と同一決議を為せし次第を報告しさらに記者倶楽部は前會決議の實行として記念祭挙行の理由書を添へ全道各同業者並諸官公署に其賛同を求むべく撤を發するに決し散會せり

(27) 注19に同じ。記事見出しには「御即位式と開道紀年(長官記者倶楽部委員會見)」とある。見出しのとおり、會見には翌年開催される即位式に關しての記者倶楽部の意見も含まれている。以下記事中開道五十年記念に關する文章のみ抄出する。

札幌記者倶楽部にて決議せし開道五十年紀年祭執行準備に關して同倶楽部委員として中川高橋今里鈴木安田の五氏昨日午後一時道庁に中村長官を訪問し來る大正七年は我北海道開拓使置庁五十年に相当し大々的紀年祭挙行と共に紀年開催並に北海道史の編纂等は今より準備行為に着手の必要ありと過般倶楽部決議の次第より堀内内務部長及栗林議長前田副議長にも其旨を陳べ遂に道會県議案として議員全員提出者となり全會一致可決せしことより尚倶楽部は進んで全道同業者支庁区役所其他の各団体等にも檄を發して道論喚起に力むべき顛末を詳細陳情せし所中村長官は是に大賛成なり大々的に開道五十年祭を挙行すべく夫れに付ては夫々協議の上方法を講究すべし道内博覽會的の企画も必要なり道史編纂是亦紀年の事業には好個のものなり只經費の支出に付ては既に大正三年度は予算決定せる事なれば大正四年度の予算編成に於ては必ずや相當の計画を立て經費も夫々計上の事となすべしとて(後略)

(28) 『パソコンで読む北海道新聞』大正五年 北海道新聞社参照。なお、記事本文は以下の通りである。

拓殖功勞者表彰 調査委員会任命

道庁にては開道五十年記念祭当日を卜し現存者たると故人たると又官公吏たると民間の者たると又其關係事業の何たるを問はず拓殖に關し功勞顯著なる者を表彰すべく其方法は

- (一) 表彰状を本人若は遺族に与ふ但し場合に依り頌徳表又は感謝状を呈すること
- (二) 写真若は油絵の肖像を作り拓殖記念館に永久に掲ぐることに
但し写真若は油絵の肖像は最も功勞顯著なる者に限ること

- (三) 功勞の等差に応じ各々金杯銀杯木杯を贈呈すること

而て調査担当者は官房之に當り各部より左記諸氏を調査委員に任命せり

△官房星野主事△内務部小柳理事官、近藤属、阿野囑託、大場理事官、那須属、山岡理事官、大西理事官、神谷属、湯川属、高野属、佐藤(龜)属、三浦(吉)技手▽警察部友部警視、山内警部▽拓殖部磯松理事官、小池技手、石村属、林(駒)技師、井深属▽土木部除野理事官、浅見属、林田属

選定事由については「拓殖に關し功勞顯著なる者」と記されているのみであるが、この時点で注13にある「道庁内務部長カラ各支庁長・各区長宛通牒」の照会日付は二十七日とあることから、報道段階で大方選定内容は決定していることであり、大正五年時点でかなりの細目が定められていることが窺える。特に注目すべきは、明治期において重視された、開拓功勞者選定に掲げられる「三 調査スヘキモノ、程度」という項目に「調査スヘキ功勞者ノ程度ハ褒章條例ニ依ル綠綬、藍綬褒章ヲ賜フヘキモノ又ハ之レニ近キモノト認ムヘキモノ」と規定されているところである。注11の褒賞條例を見てもわかるとおり、国家が正式に認定したまさしく「功勞者」であることを考えて、引き続き選定事項に加えられたものと考えられよう。

- (29) 注1『北海道開拓功勞者關係資料集録』を参照。なお、「拓殖功勞者調査経過報告」として資料が掲げられており、先述の大正五年十二月から記念祭開催に至るまでの経緯が詳細に報告されている。

拓殖功勞者調査経過報告

北海道拓殖功勞者旌表調査ノ為メ大正五年十一月二十八日協議會ヲ開キ拓殖功勞者調査委員ヲ定メ十二月二十五日更ニ協議ノ上同二十七日各支廳長、各區長、北海道鐵道管理局長、帝室林野管理局札幌支局長、札幌稅務監督局長、札幌稅關長、東北帝國大學農科大學長、北海道通信局長、札幌鑛務署長、札幌、小樽、函館各商業會議所、北海道農會、北海道水產組合聯合會、北海道畜產組合聯合會等ニ對シ關係功勞者回報方ヲ照會シ一面官房ニ於テ調査ヲ進行シ尋イテ翌六年六月二十五日調査主任ヲ定メ更ニ移住團體及會社新聞社等ノ法人ニ對シ調査ヲ重ネタルモ後審議ノ結果團體及法人會社ノ代表已人ヲ採擇スルコト、ナリ團體及法人會社ハ之ヲ省除セリ而シテ如上公官衙ヨリ推薦シ來リシモノ累計六百七十人内單人員三百四十八、重複分三百二十二達シタリ故ニ其ノ功勞者ニ對シ大正六年八月十六日第一回委員會ヲ開キ慎重調査シタル以來會ヲ累ヌルコト實ニ二十三回ノ多キニ上リ七年五月六日一百人内開道前ニ係ルモノ二十六人開道後七十四人其ノ内現存者二十三人ヲ詮衡シ六月三日諮問會ヲ開キ本道事情ニ精通セル民間知名ノ士ノ意嚮ヲ徴シタル結果更ニ三十人ヲ増加シ審査ノ上一百三十人此ノ内謹開道前三十人開道後七十人内故人六十一人現存者三十九人ヲ決定シタリ本旌表ハ開道五十年記念ヲ主トスルヲ以テ開道後ノ功勞者又ハ其ノ遺族ニ對シテハ特ニ為記念銀杯壹箇及功績旌彰錄壹部ヲ贈呈シ開道前ニ係ルモノニハ功績旌彰錄ノミヲ贈呈スルコトニ決シタリ尚被旌表者ノ寫真ヲ擴大シテ公會堂ニ掲置スルコトニ關シテハ協議中ニアリ又功勞者中開道前後ニ跨ルモノハ其ノ事蹟年間ノ長短ヲ甄別シテ其ノ所屬ヲ定メタリ即チ松浦弘(武四郎) 武田斐三郎、岡本監輔ヲ開道前ニ栖原角兵衛、佐野孫右衛門、藤野四郎兵衛ヲ開道後ニ入レタルカ如キ是ナリ

右及報告候

大正七年八月十三日 北海道拓殖功勞者調査主任

屬 佐藤 威 惠 (印)

北海道廳長官 俵 孫一殿

(30) 前掲『新北海道史第四卷通説3』昭和四十八年を参照。

(31) 『パソコンで読む北海道新聞』大正七年 北海道新聞社参照。

(32) 前掲『パソコンで読む北海道新聞』大正七年を参照。

拓殖功労者の功績表彰に就ては従前より計画ありたるも具体的の方針定まりたるは大正六年通常道会に於て建議を採擇せしに拠るものにして直に調査委員三十名を選任し支庁長区長は勿論道内産業方面の公益法人に対して関係功労者の調査を囑託せり而して其通知に依れば六百七十人なりしも（ここ）に最も慎重なる調査をなし百人を表彰することに内定す

其間調査委員会を廿六日開会して詮衡を重れたり尚公平を保つべく道内代表的有志の出頭を請ひ諮問会を開きたるに雑然たる意見の許に長官に一任すること、なれり（ここ）に百人の外に開拓使前の功績者と其写真を拓殖記念館に掲示してその功績等と共に後世に其名譽を伝ふべく開道後は故人は同様すべく尚遺族並に現存者に対して銀杯を贈呈すると共に写真を同様掲示し功績等を永く伝ふべし而して拓殖功績被表彰者及其遺族に対し記念贈呈すべき拓殖旌彰録は目下編纂中なり茲に注意を要するは開道前より其功績開道後に連続するものもあるも之は開道後に纏め亦其人は開道後に存在するもその事績は開道前にあるものは開道前をして表彰せり其詮衡に就ては内部にも議論多かりしが夫丈世間にも批評多からんも当事者としては詮議に詮議を重ねて公平なる方針を執りたるものと信ず而して其調査に就ては左記事項を主眼とせり

- （一）其人直接北海道に於ける事蹟を主眼として選拔せしものなるを以て維新前後中央政府にありて北海道の国防等に功績あるものあるもの之等は北海道直接事物に接触し居らざるを以て採らず
- （二）兎角開拓創始の興業に功労ある者を重きに置きたるを以て故人となれるもの多き所以なり
- （三）各方面に涉りて地方開発を興業に功績あるものを採択せり
- （四）官吏の功績者に就ては議論ありたるも其職に在て努めたる事績顕著なるものは之れを表彰することとせり又法人会社も曩に調査したるも個人の表彰は主眼なるを以て之は除却せり
- （五）米国人は北海道開拓に対して指導者にしてケプロンの開拓顧問たりクラツクの教育にクレホルーの鉄道土木部にルイマンの地質何も各方面に於て専門的の智慧を普及せる功績は決して没却すべからざるを以て云れを表彰せり
- （六）本道の功労者は有百人に限れす多数ありと雖も調査に調査を重ねて特に選定したるものなり

とあり、前掲「拓殖功勞者調査経過報告」の内容を元に道民に旌彰の選定事由を公式に説明していることがわかる。

(33) 『北海道神宮史』の記述に開道五十年記念式の会期中の様子が記されている。

大正7年(1918)は、開拓使の設置から五十年目に当たる年であった。この年の八月、北海道開道五十年祭が札幌で盛大に開催された。祝典では故人を含む一三〇人の拓殖功勞者が表彰され、記念博覧会が札幌の二会場と小樽の一会場とで催された。観覧者は延べ一四〇万人にのぼるといふ盛況であった。

また、この開道五十年博覧会にあわせて、札幌駅から第一会場である中島公園の間に電車が開通されるなど、当時の地方博覧会のなかでは最大規模のものであった。(中略)大正七年は、開道五十年に当たるとともに、札幌区においても開府五十年に相当し、各種行事が開催された。また、当社においても鎮座五十年に当たり、各神事が盛大に執行され、境内の整備も進んだ年であった。

札幌神社においても、境内整備が整った時期でもあり、開道五十年は札幌神社にとっても画期となる年であったことが窺えよう。

(34) なお『新北海道史』では、開道五〇周年記念行事における開拓功勞者顕彰を出版史の側面から言及している。大正期の特徴として先述の『北海道史』の編纂と、道内各地域の郷土史が刊行され初めることに言及し次のように続ける。

(前略)さらに人物伝も数多く出版されたが、開道五〇年との関係で北海道庁が『北海道開拓功勞者旌彰録』を刊行したのは、このような分類で官庁が人物を選び出すことが可能になったことを示しており、各地に成功者が多く生まれてきたのである。

『新北海道史第五卷通説4』昭和五十年 六八九頁
つまりは、五十年の間に各地域で郷土史が刊行できる程歴史が「蓄積」された事を示し、その中で多種多様な「功勞者」が各地で輩出されたことを示しているのである。

(35) 昭和期の開拓功勞者顕彰については稿を改めて詳述するが、明治期から昭和期にかけて揺るぎない「基準」というものがあつた。注11に既に述べた通り、叙位叙勲・褒章下賜の有無である。昭和期の功勞者顕彰においても実際にこれらがどのような位置づけにあつたのか前掲幸前伸『開拓の神々・開拓神社御祭神・』序文に次のように記されている。

昭和十三年（一九三八）八月十五日、開道七十周年記念式典は円山公園で、盛大且つ厳肅に執り行われた。時の長官石黒英彦は醇乎として醇なる惟神史観に立つた憲法学徒であった。石黒氏は元東大教授法学博士古神学派憲法学者寛克彦の愛弟子であったからである。

彼の意図は、この盛典に当たり普く開拓功労の英魂を祀り、其の偉業を顕彰せんとするものであった。（中略）斯かる時代的背景に立つて、道民の間から、開道七十周年記念として開拓の功労者の偉績を検証し、その偉業を讃仰せんとする機運が澎湃として波の様に起こってきたのは蓋し当然であろうと思う。しかも開拓功労者の神々は全道敬神の中枢、官幣大社札幌神社の境内に祀らんとする熱心な願いとして、道民の間に昇華して行つたのである。時の内務省神社局長児玉九一（児玉源太郎の息子）と石黒長官との間に熟議をとげ、札幌神社の境内末社としてご創建すべく決定したのである。

時の宮司高松四郎（後住吉神社宮司）、主任禰宜藤原氏も全国的に此の創建に賛同し、其の完遂に傾倒したのであった。長官の命に依り道庁もこれが対策を練つた。学務部長は高辻武邦（後富山県知事）主務課長（社会教育課長兼兵事課長）幸前伸であった。我々の作業は開拓功労者としてどの神々を奉斎するかから始まつた。

その基準は

- （一）全道民挙つて神ながらなる開拓功労者としてあがめられる立派な方々であること。
- （二）道民多数の信仰厚き神々を道民代表として支庁長、市長に推挙せしむること。
- （三）神々は生前開拓功労者として非難なきのみならず人格性行立派な方々であること。

この畏きあたりから贈位ありたる方を選ぶこと。当時榮譽大権は明治憲法下天皇に専属していたので、贈位に当つては管内省は詳細な調査と綿密な考証とを実施していたことから贈位者の中から選び出すのは當時として最も妥当な方法と信じたからである。

斯くして支庁長は管内部民の意向を吸収して、神聖祈る如き心境で慎重審議を遂げ、道庁長官に答申したのであった。（傍線部筆者注）

傍線部に記されている事こそ、開道から御祭神選定時において一貫していたことを端的に示した一文であろう。「榮譽大権は明治憲法下天皇に専属していた」からこそ道庁は最終的に重きを置き、道民の意向も最大限汲み取りつつ、

(36)

納得行く基準となったのは、贈位が「詳細な調査と綿密な考証とを実施していた」だけが理由ではあるまい。
注35の言及に従い、開拓神社の御祭神一覧を叙位叙勲含め列挙する。

開拓神社御祭神贈位（含叙位）一覧			
武田信広命	贈正五位	高田屋嘉兵衛命	贈正五位
松前慶広命	従五位下・民部大輔	栖原角兵衛命	贈従五位
佐藤信景命	贈従五位	最上徳内命	贈正五位
村山伝兵衛命	贈従五位	近藤重藏命	贈正五位
松田伝十郎命	贈従五位	間宮林藏命	贈正五位
本多利明命	贈従四位	中川五郎次命	贈従五位
伊能忠敬命	贈従四位	鈴鹿甚右衛門命	贈従五位
井上長秋命	贈正五位	早川彌五左衛門命	贈正五位
松前徳広命	贈正五位	松浦弘命	贈従五位
田崎東命	贈正五位	吾妻謙命	贈従五位
鍋島直正命	従一位・侯爵	佐野孫右衛門	贈従五位
島義勇命	贈正四位	伊達邦直命	贈正五位
松川辨之助命	贈正五位	黒田清隆命	従一位・伯爵
統豊治命	贈従五位	小林重吉命	贈従五位
下国安芸命	贈従五位	永山武四郎命	従二位
清水谷公考命	従三位	岡本監輔命	贈正五位
伊達邦成命	従四位・男爵	東久世通禧命	従一位
田村顕允命	贈正六位	岩村通俊命	正二位・男爵
依田勉三命	（昭和二十九年九月二十二日合祀）		

幸前の述べた通り、昭和十三年に決定された御祭神にはすべて位階・贈位がある人物が選ばれている。公文書等から詳細な選定経緯が明らかになればよいが、前掲注35の引用文の直後に幸前の次のような「但し書き」がある。

いま茲に御祭神の偉業を述べんとするには、この貴重な開申書に添付した事情調べに基づき記述するのは最も適当と信ずるが、可惜、これらの資料は終戦時の混乱と価値観の倒錯により、全部廃棄処分（？）に附されていて、現在道公文書として保存されているものは皆無である。

御祭神一人一人の選定事由について既に正確な情報は窺い知る事は出来ないことが暗に示されており、事実明治期や大正期の功労者顕彰に係る資料は照会できても幸前の言及通り、筆者が道立文書館で調査した際にも、道公文書として保存されているものは見当たらなかった。だが、本稿で論じた開拓功労者の顕彰の歴史と、次稿に論じる開拓神社創立前後の歴史を連結させることで改めて見えてくることがあることと確信する。

※本稿は、國學院大學研究開発推進機構研究開発推進センター平成二十五年度研究事業「北海道神宮の研究」の成果の一部である。御協力頂きました北海道神宮関係者の皆様、北海道立図書館、北海道立文書館、國學院大學図書館各関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。